

役員選出方法等の自治会制度の変更について（案）

令和8年10月1日

小諏訪自治会

会長 上 哲也

昨年12月から本年1月にかけて、自治会の運営を考える上でアンケートを実施させていただきました。また、その結果を踏まえ常任委員会にて役員選出方法の変更等の議論をさせていただきました。また、8月26日には組長会を開催し、組長の皆様と意見交換をさせていただきました。今回、常任委員会として以下の提案をさせていただきます。

1. 婦人部を廃止し、新たに社会福祉部を創設

現状、婦人部の活動内容を考慮すると、女性に限定する必要性が乏しく、ジェンダー平等の観点からも望ましくないと考えます。

しかしながら、婦人部の果たしている地区コミュニティ推進委員会や社会福祉協議会、赤十字奉仕団の役割は重要であり、今後も自治会として活動を続けていく必要があります。そこで、**令和9年度より婦人部を解散し、新たに社会福祉部を設立**します。

社会福祉部の構成及び役割は以下の通り提案します。

- ・社会福祉部の部長は常任委員とする。
- ・社会福祉部の部員は各番町より2名ずつ選出する。
- ・社会福祉部の役割は現状、婦人部が担っていたものとする。
- ・但し、赤十字関係の集金業務は組長が行う。

2. 自治会役員選出方法及び選出人数の変更

令和9年度に小諏訪に片浜地区連合自治会長・片浜地区コミュニティ推進委員会会長の順番が回ってくる為、来年度に新たに自治会長を選出する必要があります。現状、片浜地区の小諏訪以外の自治会では自治会長の立候補者を選出する為のルールがあり、小諏訪でも何らかのルールが必要と考えます。今回、アンケートの結果を踏まえ以下の通り提案します。

自治会長及び副自治会長（総務）の任期は一年とする。但し、いきなり自治会長等をやってもやることが分からない等の問題や引継ぎの都合上、それぞれ前年に補佐役をやることとする。補佐役としての任期は一年なので都合二年任期となる。

また、補佐役も副自治会長とする。

副自治会長（自治会長補佐）（一年）→自治会長（一年） 都合二年

副自治会長（総務補佐）（一年）→副自治会長（総務）（一年） 都合二年

※副自治会長（総務）の役割は、自治会長業務の中から対内的な業務を担当する

各役職輩出の順番

- ・ 一番町及び二番町を A グループ、三番町及び四番町を B グループとする。
- ・ 初年度は A, B グループのどちらかから自治会長及び副自治会長（総務）を選出し、もう一方はそれぞれの補佐を選出する。
- ・ 次年度以降は、会長及び副自治会長（総務補佐）の輩出グループが翌年度の各補佐の選出をおこなう。

各役職輩出の方法

- ・ 各番町は一人ずつ上記の候補者を選出する。
- ・ 各番町からの候補の選出方法は各番町の組長が合議の上、決定する。

その他常任委員について

- ・ 常任委員（二年任期）の数を、その番町の組数の半分とする。

※一、二、三番町は 3 名、四番町は 2 名 計 11 名

自治会の常任委員会構成役員は以下の通りとする。

自治会長	一年任期
副自治会長（総務）	一年任期
副自治会長（自治会長補佐）	一年任期（翌年自治会長）
副自治会長（総務補佐）	一年任期（翌年副自治会長総務）
自治会会計	二年任期
神社会計	二年任期
専門部 社会福祉部長・環境衛生部長・交通安全部長・防災部長・体育部長	二年任期
各番長受入会計（一から四）	二年任期

※その他、必要に応じて自治会長は若干名顧問及び副会長を指名できるものとする

以上に合わせ、自治会規約を修正する。

3. 令和 9 年度の自治会長等の選出及びそれ以降の選出の順番について

A グループ（一番町・二番町）、B グループ（三番町・四番町）のどちらかが令和 9 年に自治会長を輩出するかは組長頭の話し合いで決定する。

4. 自治会業務の改善

以上、組長会で出た意見を踏まえて常任委員会にて提案させていただきます。

今後、11 月には臨時総会を開催してこの内容について判断していきたいと考えます。

また、今回の改正に合わせ、自治会及び自治会長の活動内容を見直し、できるだけ負担の少ない自治会運営を目指したいと考えています。

ご意見等ございましたら自治会長、常任委員、組長までご連絡をお願いいたします。

自治会長連絡先 090-3303-9595